

**Ⅲ 適正処理体制の整備****Ⅲ-1 一般廃棄物処理施設の計画的な整備と適正な維持管理【循環型社会推進課・廃棄物指導課】**

市町村の一般廃棄物処理施設については、既存施設の多くが老朽化への対応を検討しなければならない時期を迎えており、ごみの排出状況の変化を踏まえつつ、低炭素社会の形成に配慮した施設の整備・更新や適正な維持管理を進めていく必要があります。

そこで、市町村に対し、一般廃棄物処理施設の計画的な整備・更新や効率的な維持管理が行われるよう、必要な情報の提供や助言を行います。

**《主な取組》**○ 廃棄物処理の広域化、廃棄物処理施設の集約化の促進

市町村が一般廃棄物をより効率的に適正処理するために、広域処理の利点なども含め必要な情報提供や助言を行います。また、市町村が地域の実情に応じた広域的な処理が必要と判断した場合には、廃棄物処理の広域化、廃棄物処理施設の集約化を促進します。

○ 市町村における廃棄物処理施設の整備の促進

ごみ処理に要する費用の縮減を図りつつ既存の廃棄物処理施設の徹底した活用を図るため、市町村等が行ういわゆる\*ストックマネジメントの手法を導入した既存施設の計画的な整備・更新（長寿命化）や、効率的な維持管理について、必要な情報の提供や助言を行います。

○ 省エネルギー・創エネルギーを念頭に置いた施設整備の促進

地球温暖化対策の観点から、焼却処理に伴い生じる熱エネルギーの有効利用を行う高効率な\*ごみ発電施設の導入について、関係市町村に対し必要な情報の提供や助言を行います。

○ 一般廃棄物処理施設の適正な運営の確保

市町村等による一般廃棄物処理施設の運営に当たっては、生活環境への支障が生じないよう、施設が適正に維持管理される必要があることから、立入検査等により、施設の適正な運営が確保されるよう努めます。

○ 一般廃棄物処理施設の維持管理情報の公表

廃棄物処理施設の維持管理情報が適正に公表されるよう、施設管理者等に対し制度の周知を図るとともに、必要な指導を行います。

**Ⅲ-2 産業廃棄物処理施設の整備と適正な維持管理【循環型社会推進課・廃棄物指導課】**

産業廃棄物処理施設は、適正な廃棄物処理を確保する上で必要不可欠な施設であり、安全性を確保し

つつ適切に整備されることが重要です。

また、生活環境への支障が生じないように、適正な維持管理等を確保する必要があります。

さらに、最終処分によらない処理方法の一つとして、低炭素社会の取組にもつながる熱回収による廃棄物処理の促進が必要です。

そこで、産業廃棄物処理施設の設置に係る手続きを適切に行うとともに、適正な維持管理を確保するため、事業者に対し必要な指導等を行います。

#### 《主な取組》

##### ○ 熱回収が可能な施設に係る認定制度の普及促進

産業廃棄物の焼却施設については、低炭素社会の形成に資するため、熱回収が可能な施設の認定制度の普及促進に努めます。

##### ○ 廃プラスチック類の熱回収利用の促進

最終処分量の削減による最終処分場の長寿命化を図るため、廃プラスチック類の熱回収での利用を促進します。

##### ○ 産業廃棄物処理施設の適正な維持管理の確保

産業廃棄物処理施設への定期検査を実施し、施設の適正な運営と維持管理の確保を図ります。

##### ○ 産業廃棄物処理施設における適正処理の確保

産業廃棄物処理施設の経営が困難となった場合における廃棄物の適正処理を確保するため、いわゆる「\*処理困難通知」による適正な処理の確保に向けた制度の周知・運用を推進します。

##### ○ 維持管理情報の公表

廃棄物処理施設の維持管理情報の公表が適正に行われるよう、施設設置者に対し制度の周知を図るとともに、適正に運用されるよう指導を行います。

### Ⅲ-3 災害廃棄物の処理体制の整備

#### 【防災危機管理部関係各課・健康福祉部関係各課・循環型社会推進課・農林水産部関係各課・県土整備部関係各課】

非常災害時には、大量の廃棄物が発生し、その排出方法や処理方法に混乱が生ずるおそれがあることから、災害発生時に円滑な廃棄物処理が行えるよう、災害廃棄物の処理体制の整備に努めます。

#### 《主な取組》

##### ○ 県災害廃棄物処理計画の策定

災害廃棄物について、その適正な処理と再生利用を確保した上で、円滑かつ迅速に処理すべく、

平時の備えから非常災害発生時の対応までを定めた災害廃棄物処理計画を策定します。

災害廃棄物処理計画では、平成 27 年 8 月の廃棄物処理法の改正により、都道府県廃棄物処理計画に新たに定めることとされた次の事項についても、併せて定めることとします。

- ①非常災害時においても廃棄物の減量その他その適正な処理を確保し、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止するための措置に関する事項
- ②非常災害時においても一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
- ③産業廃棄物処理施設の整備に際し非常災害に備え配慮すべき事項

#### ○ 市町村災害廃棄物処理計画の策定支援

市町村における災害廃棄物処理体制の整備を促進するため、市町村に対し、必要な情報の提供や助言を行い、非常災害時における災害廃棄物の処理体制等を定めた市町村災害廃棄物処理計画の策定を支援します。

災害廃棄物の仮置場の様子



### Ⅲ-4 廃家電等の処理費用負担に対する意識向上【循環型社会推進課】

テレビ、冷蔵庫、洗濯機などの廃家電の不法投棄事例が後を絶たない状況が続いていますが、その一因として、不要となった廃家電のリサイクル料金の負担が挙げられています。

そこで、リサイクル費用の負担について県民の理解促進を図るとともに、不法投棄を防止するため、資源化費用の前払い方式の導入などの制度改正について、国への要望を行います。

### Ⅲ-5 産業廃棄物処理施設の整備のための検討【循環型社会推進課・廃棄物指導課】

産業廃棄物処理施設については、民間事業者による整備が基本ですが、適正な処理や資源化が困難なものの処理施設や、民間事業者では設置が困難な施設等については、行政が関与した整備も一つの選択肢となります。

これまで処理施設における公的関与のあり方について検討してきましたが、方向性が見出せないのが現実です。その一方で、最終処分場については特に立地が困難であり、今後、残余容量が不足する事態も想定されるため、長期安定的な確保が必要です。

#### 《主な取組》

##### ○ 産業廃棄物最終処分場の整備における公的関与の可能性の検討

民間による処理体制の確保を基本としつつ、必要な産業廃棄物最終処分場を確保するための一つの手法として、産業廃棄物最終処分場の整備における公的関与の可能性について、必要な検討を行います。

○ 県外から搬入される産業廃棄物の最終処分量の抑制

関係団体等の意見を聴きながら、「県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」に基づき、県外から搬入される産業廃棄物の県内での最終処分を抑制していきます。

Ⅲ—6 施策や制度の実施に関する国への提案・要望

**【循環型社会推進課・廃棄物指導課】**

廃棄物の適正処理を進める上で、現在の法令や国の制度の中では対応が困難なものも想定されます。そこで、廃棄物の適正処理を進める上で、新たな施策や制度が必要と考えられる場合には、必要な制度改正や予算確保などについて、国等に対して提案・要望を行います。